

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	伊 方 町

伊方町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 伊方町農林水産課農水産業支援センター
所在地 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1
電話番号 0 8 9 4 - 3 8 - 2 6 5 8
FAX番号 0 8 9 4 - 3 8 - 1 3 7 3
メールアドレス ikata@town.ikata.ehime.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・カラス・ヒヨドリ・タヌキ・ハクビシン・ニホンジカ・アナグマ
計画期間	令和8年度～10年度
対象地域	伊方町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	果樹	被害金額 22,440千円 被害面積 2.98ha
カラス類	果樹	被害金額 4,392千円 被害面積 0.56ha
ヒヨドリ	果樹	被害金額 4,840千円 被害面積 0.66ha
タヌキ	果樹	被害金額 1,738千円 被害面積 0.23ha
ハクビシン	果樹	被害金額 2,056千円 被害面積 0.27ha
ニホンジカ	不明	町内数カ所において目撃情報があり今後果樹への被害発生が懸念されている
アナグマ	果樹	被害金額 329千円 被害面積 0.05ha

(2) 被害の傾向

<p>伊方町における鳥獣による農作物被害は年間を通して町内全域で発生しており、令和6年度は被害額が35,795千円であり、近年高止まり傾向にあり深刻な問題となっている。中でもイノシシによる被害は特に顕著である。</p> <p>主な被害としては、果樹の食害、園地、石垣の崩壊があり、収入の減少だけでなく農業者の意欲低下を招いている。</p> <p>しかしながら、農業者からの目撃・被害情報は後を絶たず、高齢化等による離農や耕作放棄地の増加に繋がることが懸念される。また、集落内（民家付近）で頻繁に目撃されていることから、生息域が拡大していると考えられ、町民の生活にも支障を来している。</p> <p>さらにカラス・ヒヨドリによる収穫期における果樹の食害が恒常的に発生しており、イノシシによる被害に次いで問題となっている。防鳥ネットの導入はまだ一部の園地に止まっているため、被害の拡大が懸念される。</p> <p>また、タヌキ・ハクビシン・アナグマによる果樹の食害も恒常的に発生しており、対応の難しさから被害は増加傾向にある。</p>

ニホンジカについては、具体的な被害は報告されていないが、目撃情報が町内の広域にわたることから生息域が広がっているものと思われ、今後果樹等への被害が懸念されている。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
イノシシ	被害金額の軽減	22,440千円	19,000千円
	被害面積の軽減	2.98ha	2.6ha
カラス類	被害金額の軽減	4,392千円	4,000千円
	被害面積の軽減	0.56ha	0.5ha
ヒヨドリ	被害金額の軽減	4,840千円	4,500千円
	被害面積の軽減	0.66ha	0.6ha
タヌキ	被害金額の軽減	1,738千円	1,550千円
	被害面積の軽減	0.23ha	0.2ha
ハクビシン	被害金額の軽減	2,056千円	1,850千円
	被害面積の軽減	0.27ha	0.24ha
ニホンジカ	被害金額の軽減	具体的な被害は把握していないが、被害が発生しないよう努める。	
	被害面積の軽減	具体的な被害は把握していないが、被害が発生しないよう努める。	
アナグマ	被害金額の軽減	329千円	300千円
	被害面積の軽減	0.05ha	0.04ha
合計	被害金額の軽減	35,795千円	31,200千円
	被害面積の軽減	4.75ha	4.18ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>R5 有害鳥獣総合捕獲事業（県単事業）</p> <p>事業実施主体 伊方町</p> <p>実施地区 伊方町全域</p> <p>総事業費 5,810 千円</p> <p>（県：1,571 千円／町：4,239 千円）</p> <p>事業内容 奨励金補助 10,000 円/頭</p> <p>捕獲頭数 イノシシ 579 頭</p> <p>ニホンジカ 2 頭</p>	<p>イノシシは、1 頭から 3～8 頭の子が繁殖していることがこれまでの捕獲実績から推測され、個体数調整は必須の課題である。また、銃器での捕獲しかできないことから鳥類の捕獲があまり進んでいない。</p>
	<p>R5 鳥獣被害防止総合対策事業</p> <p>○総合支援事業（有害捕獲）</p> <p>総事業費 435 千円</p> <p>（国：217 千円、町：217 千円）</p> <p>事業内容</p> <p>箱わな（大型獣用） 11 基</p> <p>○緊急捕獲活動支援事業</p> <p>総事業費 2,576 千円</p> <p>事業内容 捕獲活動経費の補助</p> <p>捕獲頭数 イノシシ 成獣 361 頭</p> <p>幼獣 35 頭</p> <p>ニホンジカ 成獣 2 頭</p>	<p>免許取得や狩猟登録に対する補助を行うことで、捕獲の担い手となる免許取得者が増加し、捕獲実績は格段に上がっている。捕獲実績は上がっているものの個体数を減少させるためにはさらなる捕獲が必要である。しかし一方で、捕獲に伴う労力・拘束時間等により猟友会を中心とした捕獲者への負担は増大した。捕獲に従事する農業者においては、本来従事すべき農作業以外の仕事が増えたことになり、農業者の自主性に任せると、捕獲圧の低下に繋がる懸念される。</p>
	<p>R5 有害鳥獣捕獲対策補助（町補助）</p> <p>○捕獲報償金等に対する助成等</p> <p>伊方町有害鳥獣連絡会 9,312 千円</p> <p>捕獲頭数 イノシシ 874 頭 シカ 3 頭</p> <p>タヌキ 117 頭 ハクビシン 61 頭</p> <p>カラス 8 羽</p>	
	<p>R5 有害鳥獣捕獲隊等育成事業（県・町補助）</p> <p>○免許取得等に対する補助</p> <p>事業実施主体 伊方町有害鳥獣連絡会</p> <p>総事業費 483 千円</p> <p>（県：139 千円／町：241 千円）</p> <p>事業内容 免許取得、猟友会費等の補助</p>	

	<p>R6 有害鳥獣総合捕獲事業（県単事業）</p> <p>事業実施主体 伊方町</p> <p>実施地区 伊方町全域</p> <p>総事業費 5,660 千円</p> <p>（県：1,766 千円／町：3,894 千円）</p> <p>事業内容 奨励金補助 10,000 円/頭</p> <p>捕獲頭数 イノシシ 561 頭</p> <p>ニホンジカ 5 頭</p> <p>R6 鳥獣被害防止総合対策事業</p> <p>○総合支援事業（有害捕獲）</p> <p>総事業費 2,050 千円</p> <p>（国：1,025 千円、町：1,025 千円）</p> <p>事業内容</p> <p>箱わな（大型獣用） 24 基</p> <p>くくりわな 260 基</p> <p>○緊急捕獲活動支援事業</p> <p>（国 4,720 千円）</p> <p>当初 3,261 千円 補正 1,459 千円</p> <p>事業内容 捕獲活動経費の補助</p> <p>捕獲頭数 イノシシ 成獣 647 頭</p> <p>幼獣 9 頭</p> <p>R6 有害鳥獣捕獲対策補助（町補助）</p> <p>○捕獲報償金等に対する助成等</p> <p>伊方町有害鳥獣連絡会 13,197 千円</p> <p>捕獲頭数 イノシシ 1,186 頭 タヌキ 306 頭</p> <p>ハクビシン 90 頭 カラス 6 羽</p> <p>ニホンジカ 1 頭 ヒヨドリ 290 羽</p> <p>アナグマ 25 頭</p> <p>R6 有害鳥獣捕獲隊等育成事業（県・町補助）</p> <p>○免許取得等に対する補助</p> <p>事業実施主体 伊方町有害鳥獣連絡会</p> <p>総事業費 504 千円</p> <p>（県：154 千円／町：235 千円）</p> <p>事業内容 免許取得、猟友会費等の補助</p>
--	--

<p>R7 有害鳥獣総合捕獲事業(県単事業)(見込み)</p> <p>事業実施主体 伊方町</p> <p>実施地区 伊方町全域</p> <p>総事業費 8,050 千円</p> <p>(県：1,538 千円／町：6,512 千円)</p> <p>事業内容 奨励金補助 10,000 円/頭</p> <p>捕獲頭数 イノシシ 800 頭</p> <p style="padding-left: 40px;">ニホンジカ 5 頭</p> <p>R7 鳥獣被害防止総合対策事業 (見込み)</p> <p>○総合支援事業 (有害捕獲)</p> <p>総事業費 1,119 千円</p> <p>(国：559 千円、町：559 千円)</p> <p>事業内容</p> <p style="padding-left: 40px;">箱わな (大型獣用) 17 基</p> <p style="padding-left: 40px;">くくりわな 100 基</p> <p>緊急捕獲活動支援事業</p> <p>(国 3,547 千円)</p> <p>事業内容 捕獲活動経費の補助</p> <p>捕獲頭数 イノシシ 成獣 450 頭</p> <p style="padding-left: 40px;">幼獣 97 頭</p> <p>R7 有害鳥獣捕獲対策補助(町補助)(見込み)</p> <p>○捕獲報償金等に対する助成等</p> <p>伊方町有害鳥獣連絡会 9,622 千円</p> <p>捕獲頭数 イノシシ 880 頭 タヌキ 150 頭</p> <p style="padding-left: 40px;">ハクビシン 50 頭 カラス 20 羽</p> <p style="padding-left: 40px;">ニホンジカ 5 頭 ヒヨドリ 10 羽</p> <p style="padding-left: 40px;">アナグマ 50 頭</p> <p>R7 有害鳥獣捕獲隊等育成事業(県・町補助)(見込み)</p> <p>○免許取得等に対する補助</p> <p>事業実施主体 伊方町有害鳥獣連絡会</p> <p>総事業費 459 千円</p> <p>(県：123 千円／町：229 千円)</p> <p>事業内容 免許取得、猟友会費等の補助</p>	
---	--

防 護 柵 の 設 置 等 に 関 す る 取 組	<p>R5 鳥獣害防止施設整備事業（県・町：1/3）</p> <p>事業実施主体 西宇和農業協同組合</p> <p>実施地区 伊方町全域</p> <p>総事業費 5,221,478 円</p> <p>事業内容</p> <p>電気柵器の導入 22 台 8,250m</p> <p>鉄筋柵の導入 鉄筋柵 2,165 枚 支柱 2,310 本</p>	
	<p>R5 伊方町有害鳥獣被害防止対策事業（町補助 1/2）</p> <p>総事業費 4,833,599 円</p> <p>事業の内容 被害防止に関する資材の補助 （鉄筋柵、電気柵、防鳥ネット）</p>	
	<p>R6 鳥獣害防止施設整備事業（県・町：1/3）</p> <p>事業実施主体 西宇和農業協同組合</p> <p>実施地区 伊方町全域</p> <p>総事業費 3,716,658 円</p> <p>事業内容</p> <p>電気柵器の導入 20 台 7,500m</p> <p>鉄筋柵の導入 鉄筋柵 1,170 枚 支柱 1,278 本</p>	
	<p>R6 伊方町有害鳥獣被害防止対策事業（町補助 1/2）</p> <p>総事業費 5,107,867 円</p> <p>事業の内容 被害防止に関する資材の補助 （鉄筋柵、電気柵、防鳥ネット）</p>	
	<p>R7 鳥獣害防止施設整備強化事業（県・町：1/3）</p> <p>事業実施主体 西宇和農業協同組合</p> <p>実施地区 伊方町全域</p> <p>総事業費 2,832,480 円</p> <p>事業内容</p> <p>電気柵器の導入 16 台 6,250m</p> <p>鉄筋柵の導入 鉄筋柵 820 枚 支柱 910 本</p>	
	<p>R7 伊方町有害鳥獣被害防止対策事業（町補助 1/2） （見込み）</p> <p>総事業費 4,400,000 円</p> <p>事業の内容 被害防止に関する資材の補助 （鉄筋柵、電気柵、防鳥ネット）</p>	

生 息 管 理 そ の 他 の 取 組		
--	--	--

(5) 今後の取組方針

<p>対象鳥獣の捕獲と正しい対策知識の普及は重要な被害対策手段と位置付けており、今後も伊方町有害鳥獣連絡会を中心とした体制を維持していく。</p> <p>自衛できる農業者の育成を図る観点から、農業者自らによる捕獲を奨励し、狩猟免許取得や被害軽減に効果的な知識・技術の習得のための研修会を開催して、被害対策の担い手育成を図っていく。有害鳥獣捕獲においては、箱わなや足くくりわなを活用した捕獲及び猟犬を使った銃器による捕獲を継続して実施する。また、町内全域にわたる恒常的な被害の発生状況を鑑み、被害発生予察に基づき予察捕獲を行うことで個体数の減少に努める。</p> <p>一方で、防護柵の設置は対象鳥獣の侵入防止に大きな効果があることがこれまでの実績から裏付けられており、今後も鉄筋柵等の防護柵の設置を推進していく。当町では半島特有の急傾斜に開かれた段々畑が多く、その地形的な制約から、個人毎に小規模に設置される例が依然として多い現状である。しかし、対策を広域的に進めるため平成23年度から鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、広域的な防護柵の設置を進めており、集落単位での設置となるので、農業者の防護意識向上にも効果があることから、今後も広域的な防護柵の設置を推進していく。</p> <p>農業者、各中山間集落協定には農地の管理、耕作放棄地の解消に向けた取り組みを指導し、対象鳥獣を寄せ付けない環境づくりに努めていく。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>狩猟免許を有する農業者及び八幡浜猟友会伊方・瀬戸・三崎支部の協力により捕獲体制を構築し、農作物被害の軽減に努める。また、有害鳥獣の捕獲許可対象者は猟友会に加入している者とする。（ただし、有害鳥獣の駆除行う事業者は、この限りでない。）</p> <p>更に、捕獲圧を高めるため、捕獲報償金等に対する助成を継続して行う。</p> <p>※別表4（組織図）参照</p> <p>ライフル銃の許可については、被害を防止するため鉄筋柵・電気柵などの設置、わな又はライフル銃以外の銃器を利用した捕獲等が行われているにもかかわらず、被害が継続していることを鑑み、有害鳥獣駆除に限って町内全域で許可を行う。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
令和8年度 ┆ 令和10年度	イノシシ カラス類 ヒヨドリ タヌキ ハクビシン ニホンジカ アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・伊方町有害鳥獣連絡会との連携強化 ・各中山間集落協定等を通じた、農業者自身による狩猟免許取得の奨励、及び研修会等の実施 ・捕獲に伴う経費助成 ・国、県事業の有効活用

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
第13次愛媛県鳥獣保護管理事業計画及び第5次愛媛県イノシシ適正管理計画、第4次愛媛県ニホンジカ適正管理計画（特定鳥獣保護管理計画）を踏まえ適正な捕獲の実施を行う。

対 象 鳥 獣	捕 獲 計 画 頭 数		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	1000頭	1000頭	1000頭
カラス類	30羽	30羽	30羽
ヒヨドリ	400羽	400羽	400羽
タヌキ	200頭	200頭	200頭
ハクビシン	100頭	100頭	100頭
ニホンジカ	10頭	10頭	10頭
アナグマ	30頭	30頭	30頭

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段 イノシシ、タヌキ、ハクビシン、ニホンジカ、アナグマ ○足くくりわな、はこわな、銃器による捕獲及び予察捕獲を実施 カラス類、ヒヨドリ ○銃器による捕獲及び予察捕獲を実施 ・実施時期 被害発生予察表に基づき実施（毎年点検） ※別表1、2（被害発生予察表及び予察捕獲計画書）参照 ・実施予定場所 伊方町全域 ※別表3（実施位置図）参照

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>町内農作物被害の主な原因になっているイノシシは、突進性が高く、手負いによる逸走により、二次被害や人身事故につながるリスクがある。命中精度と制止能力の高いライフル銃を用いることで、逸走個体の抑制と安全性の向上、駆除の実効性を図ることができる。</p> <p>有害鳥獣駆除の捕獲許可にライフル銃を含めることで、捕獲者は効果的な銃器を選択して、捕獲に取り組むことができる。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ タヌキ ハクビシン ニホンジカ アナグマ	電気柵・鉄筋柵 20km	電気柵・鉄筋柵 20km	電気柵・鉄筋柵 20km
カラス類 ヒヨドリ	防鳥ネット 5,000㎡	防鳥ネット 5,000㎡	防鳥ネット 5,000㎡

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
令和8年度 ） 令和10年度	イノシシ カラス類 ヒヨドリ タヌキ ハクビシン ニホンジカ アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間集落協定との連携強化 ・侵入防止柵の管理、放任園除去等、町広報誌等による周知 ・町、県等による被害防止対策指導 ・国、県、町事業の有効活用

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
令和 8 年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣連絡会、獣肉処理加工施設との情報共有 ・被害現場の確認及び被害原因の追究 ・耕作放棄地の増加を食い止めるための環境整備
}	カラス類	
	ヒヨドリ	
	タヌキ	
	ハクビシン	
	ニホンジカ	
令和 10 年度	アナグマ	

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
伊方町農林水産課農水産業支援センター	被害の実態把握
八幡浜警察署	被害の実態把握・捕獲実施における事故防止・安全対策の協力
八幡浜猟友会各支部	被害の実態把握・捕獲補助・捕獲指導
愛媛県南予地方局農林水産振興部 八幡浜支局森林林業課	情報共有・連絡調整・対策指導
伊方町総務課	無線にて注意喚起放送

(2) 緊急時の連絡体制

伊方町が主体となり関係機関に連絡を行う。しかし、第一報が他の機関にあった場合でも直ちに連絡をもらい、実態把握をし、関係機関に連絡を行う。
※別表 5（連絡体制フロー図）参照

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

獣肉処理加工施設の整備が完了し、令和 6 年 1 月から運営を開始している。埋設又は焼却により処分されていたイノシシ等を食品として加工・販売を図る。また捕獲者の労力軽減を図る。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	処理加工施設において、獣肉を地域資源として有効活用することを推進する。食品衛生に係る安全性確保のため、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）及び、愛媛県松山市野生鳥獣肉衛生管理ガイドラインを遵守する。伊方町では、イノシシ肉を中心に自家消費及び処理加工施設において処理・加工を行う。
----	---

(2) 処理加工施設の取組

処理加工施設は処理頭数年間 300 頭を目標とする。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	伊方町有害鳥獣連絡会
構成機関の名称	役割
伊方町農林水産課農水産業支援センター	事務総括
伊方町瀬戸支所地域住民係	地域事務所事務総括
伊方町三崎支所地域住民係	地域事務所事務総括
愛媛県南予地方局農林水産振興部八幡浜支局地域農業育成室	情報提供と連絡調整・対応指導
愛媛県南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課	情報提供と連絡調整・対応指導
西宇和農業協同組合伊方支店	鳥獣被害の実態把握、現地調査
西宇和農業協同組合町見事業所	鳥獣被害の実態把握、現地調査
西宇和農業協同組合瀬戸事業所	鳥獣被害の実態把握、現地調査
西宇和農業協同組合三崎出張所	鳥獣被害の実態把握、現地調査
三崎柑橘共同選果部会	鳥獣被害の実態把握
中山間集落協定	鳥獣被害の実態把握、捕獲隊、農業従事者による狩猟免許取得の奨励
八幡浜猟友会伊方支部	捕獲隊、捕獲指導、農業従事者による狩猟免許取得の奨励
八幡浜猟友会瀬戸支部	捕獲隊、捕獲指導、農業従事者による狩猟免許取得の奨励
八幡浜猟友会三崎支部	捕獲隊、捕獲指導、農業従事者による狩猟免許取得の奨励

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
愛媛県南予地方局農林水産振興部八幡浜支局地域農業育成室	オブザーバー
愛媛県南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課	オブザーバー
八幡浜警察署	安全対策指導、緊急時の対応

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 26 年 3 月 31 日設置。
町職員で構成されており、集落における鳥獣被害防止対策の指導・普及・啓発活動を行う。(6 名程度)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農作物鳥獣害防止対策推進地区協議会（八西管内）を通じ、広域での被害防止対策を講じていく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

伊方町における鳥獣被害防止対策において、防護、捕獲、自然環境整備を一体とした対策を推進するため、伊方町有害鳥獣連絡会を中心に関係機関との情報交換や連絡調整による適切な対策を検討していく。

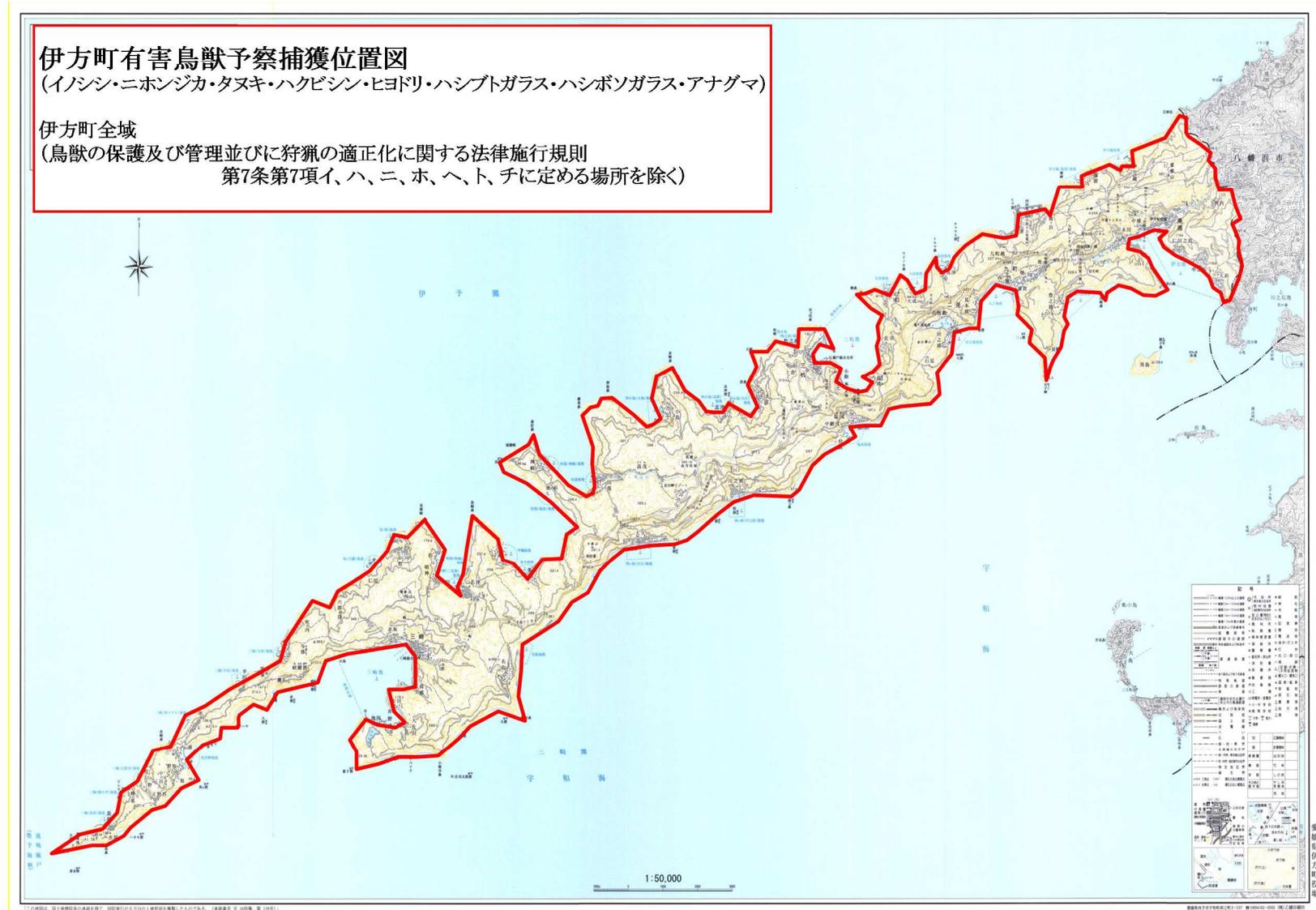
また、捕獲期間中の安全対策として、町内マイク放送による周知を行う。

別表 1

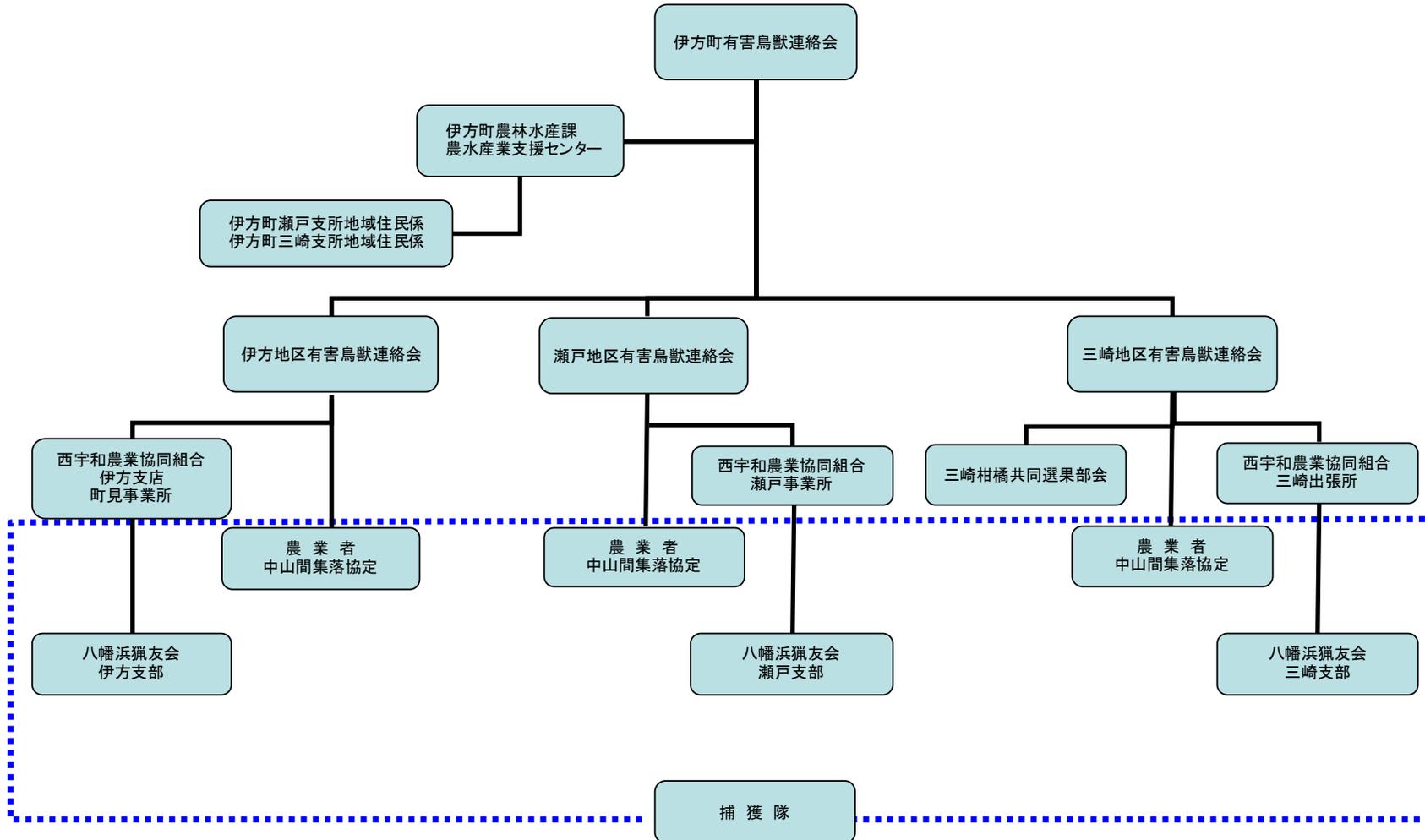
令和 8 年度 伊方町有害鳥獣被害発生予察表

加害鳥獣	被害地域	被害作物	被害状況	R8年度 (見込み)	R7年度 (予定)	R6年度
イノシシ (指定管理 鳥獣)	町内全域	果樹 いも類	被害発生時期	通年	通年	通年
			被害面積(ha)	2.60	2.80	2.98
			被害金額(千円)	19,000	21,000	22,440
			捕獲頭数(頭)	1,000	1,000	1,186
ニホンジカ (指定管理 鳥獣)	町内全域	果樹	被害発生時期	通年	通年	通年
			被害面積(ha)	不明	不明	不明
			被害金額(千円)	不明	不明	不明
			捕獲頭数(頭)	10	10	1
タヌキ	町内全域	果樹	被害発生時期	通年	通年	通年
			被害面積(ha)	0.20	0.20	0.23
			被害金額(千円)	1,550	1,400	1,738
			捕獲頭数(頭)	200	200	306
ハクビシン	町内全域	果樹	被害発生時期	通年	通年	通年
			被害面積(ha)	0.24	0.30	0.27
			被害金額(千円)	1,850	2,100	2,056
			捕獲頭数(頭)	100	100	90
カラス類	町内全域	果樹	被害発生時期	通年	通年	通年
			被害面積(ha)	0.50	0.50	0.56
			被害金額(千円)	4,000	4,000	4,392
			捕獲頭数(羽)	30	30	6
ヒヨドリ	町内全域	果樹	被害発生時期	通年	通年	通年
			被害面積(ha)	0.60	0.63	0.66
			被害金額(千円)	4,500	4,670	4,840
			捕獲頭数(羽)	400	400	290
アナグマ	町内全域	果樹	被害発生時期	通年	通年	通年
			被害面積(ha)	0.04	0.04	0.05
			被害金額(千円)	300	300	329
			捕獲頭数(頭)	30	30	25

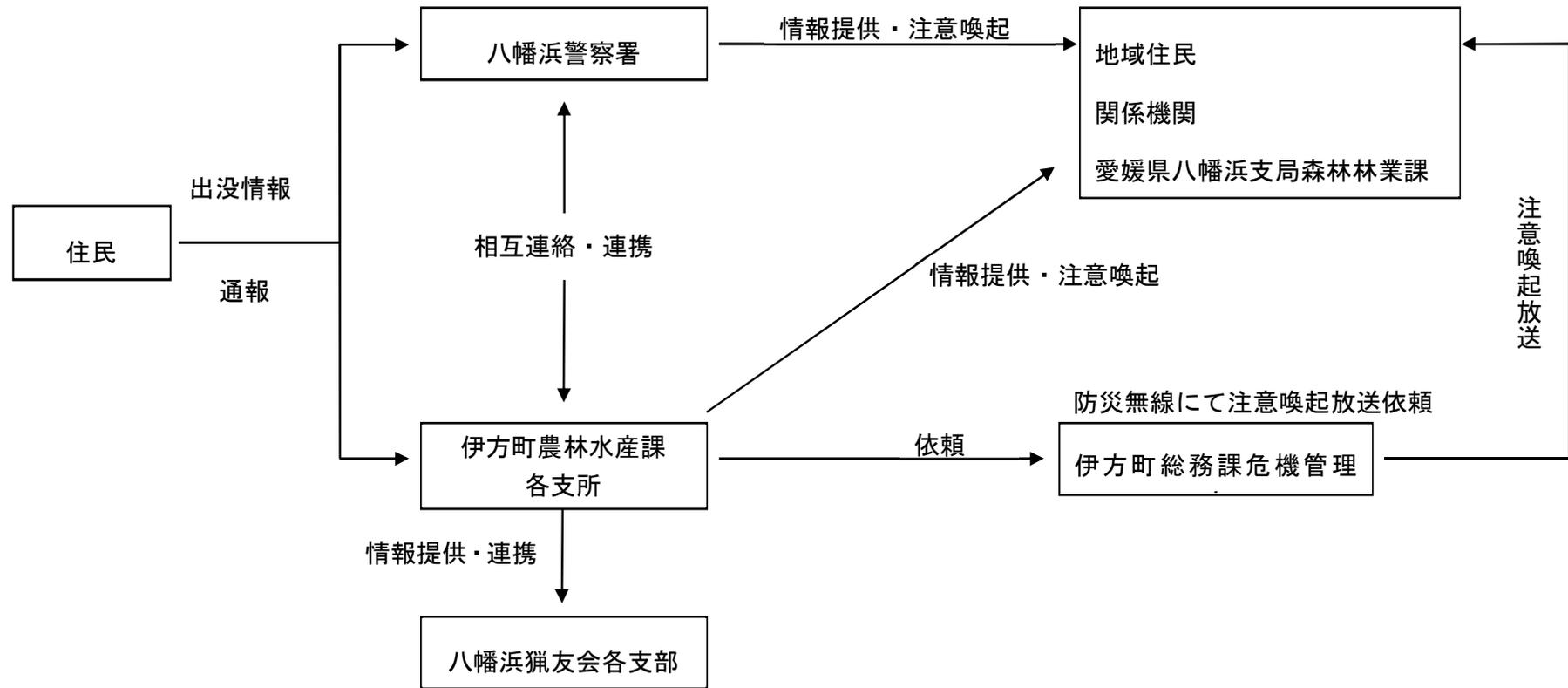
別表3 (実施位置図)



別表 4 (組織図)



別表5 (連絡体制フロー図)



※住民等より通報があった場合は、伊方町役場職員及び八幡浜警察署職員が連携し出没現場へ臨場し、状況把握や安全対策を実施し、状況に応じて猟友会に協力を依頼する。また、関係機関へ情報提供を行い地域住民等へ注意喚起を行う。